

マネージメント・レター 264出資関係図作成の注意点

平成 23 年 3 月期の法人税申告から、内国法人が、その内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書にその関係を系統的に示した図（出資関係図）の添付が義務付けとなりました。出資関係図の作成に当たり注意したいポイントは以下の通りです。

1. 完全支配関係についてきちんと整理し確認したか
2. 持ち合い株式により完全支配関係となっていることはないか確認したか
3. 名義株が存在しないか確認したか
4. 一の者が個人である場合、親族を含めて完全支配関係を確認したか

完全支配関係の概要 直接または間接にその発行済株式の 100%を保有されていると考えられる関係を完全支配関係といいます。

名義株の確認について 完全支配関係の判定にあたっては、原則的には株主名簿等に記載された株主により判定を行うこととなりますが、その株主が単なる名義人である場合には、その株式は実際の権利者が保有するものとして判定を行うこととなります。特に社歴の長い法人には名義株が多々見受けられることがありますので、判定にあたっては、名義株を考慮しているか確認が必要となります。

一の者が個人である場合の完全支配関係の確認

完全支配関係を把握する上で、一の者が法人ではなく個人である場合には、その個人と次の特殊の関係がある者を含めたところで完全支配関係のありなしを判断することとなります。

株主等の親族 株主等と婚姻届けは未提出だが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
株主等（個人である株主等に限る。において同じ）の使用人

- ～ 以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ～ の者と生計を一にするこれらの者の親族

つまり親族間で別々の法人を有していたとしても完全支配関係を判断する上では一の者として判定することとなるため、完全支配関係があることとなります。

出資関係図の作成例は国税庁のホームページに掲載されておりますのでご覧下さい。

（税務通信 平成 23 年 5 月 9 日 N03162 一部抜粋）

 **今月のワンポイント** 

昨年から度々報道されているのでご存知の方も多いと思いますが、外出中だけではなく、室内でも熱中症になる事があります。水分補給をして暑さ対策をすることは基本的な事ですが他にクーラー等で室内を涼しくしたり、首に保冷剤などを巻くなどして、夏の暑さを乗り切りましょう。